

松山大学論集
第二十七卷第三号抜刷
平成二十七年八月発行

「質朴堅牢」主義の系譜

——明治期における小学校建築観の形成に関する一考察——

川口仁志

「質朴堅牢」主義の系譜

——明治期における小学校建築観の形成に関する一考察——

川 口 仁 志

一 はじめに

わが国の学校観の深層に横たわるものの一つに「質朴堅牢」主義があげられる。学校の校舎は耐久性の高い建築物であるべきとする一方、文化施設としてのデザインの美しさを求めることには否定的なこの考え方によって、わが国では質素で堅牢な校舎が望ましいとされ、長いあいだ無味乾燥な学校建築が建てられてきた。

「質朴堅牢」主義によって、学校建築は「平板で退屈な画一的建物になってしまった」¹⁾のである。

「質朴堅牢」主義は、校舎の建築費を抑えながら学校教育の普及をはかるという政策を支えただけでなく、質素な環境こそが教育的な意味を持つという考え方にもつながっていった。第二次大戦後まもなく文部省が作成した学校建築の手引書には、それまでの学校建築が美しさを欠いていた理由として、「不自由な環境のもとにあるほど教育の効果があがるという考えが支配的であった」²⁾ことがあげられている。こうした学校建築観について喜多明人は、「立身出世と結びついた二宮金次郎流の和魂型の教育環境観である」³⁾と述べている。

「質朴堅牢」という考え方が初めて立法化されたのは、一八九一年（明治二四年）一月に改正された小学校設備準則の第二条において、校舎の建築は「務メテ外観ノ虚飾ヲ去リ質朴堅牢ニシテ土地ノ民度ニ適合シタルモノタルヘシ」と定められたときである。⁴本稿は、このように明治半ばに立法化され、長きにわたってわが国の学校建築観を支配してきたこの「質朴堅牢」主義について、小学校建築に議論を絞って、その形成過程を明らかにしようとするものである。分析の対象にするのは、一八七二年（明治五年）八月の「学制」から、一八九一年（明治二四年）一月の小学校設備準則の改正までとし、このあいだに「質朴堅牢」主義がどのように形成されてきたかについて考察することとする。

二 大学区巡視報告

一八七二年（明治五年）の「学制」では、第一〇五条において、「凡大中小学校ノ營繕ハ公私共務テ完全ナルヲ期ス若目前ノ速成ヲ欲シテ事姑息ニ涉ラハ到底得ル所ナカルヘシ故ニ其力ヲ計リ今年其一ヲナシ明年其二ヲナシ順次進歩数年ヲ期シテ全国ノ完整ニ至ルヲ要ス」と規定されている。また、「学制」原案に付された文部省の上申書類「着手ノ順序」においても、その第八項で「凡諸学校ヲ設クルニ新築營繕ノ如キハ務テ完全ナルヲ期ス事」という項目を掲げ、「数十年ヲ達観シ務テ其大成ヲ期ス速カナルヲ貪リテ姑息ニ陥ル不可是ヲ以テ順漸齊整シ其以テ成ス所ハ毫モ退歩セサランヲ旨トス」と、同様の方針が述べられている。⁵ここには「全国の規模での学校創設を長期的な展望のもとに確実に実現しようとする、文部当局者のなみなみならぬ気宇のほどが示されてい」⁶るといえるだろう。学校を新築する際には長期的な展望をもって「完全ナル」校舎を建築すべきであるとするこの考え方は、「完全」主義とも呼ばれる。

しかし、「学制」頒布から五年後、文部省はこの「完全」主義とは異なる方針を持つようになる。その契機となったのが、文部官僚による各大学区の巡視である。一八七七年（明治一〇年）、文部省は地方の教育の実態を視察し、「学制」に掲げられた構想がどれだけ達成されているかを調査するため、各大学区に文部省高官を派遣した。五月には西村茂樹（文部大書記官）を第二大学区に、九鬼隆一（文部大書記官）を第三大学区に派遣、九月には神田孝平（文部少輔）を新潟・長野（ともに第六大学区）に、中島永元（文部権大書記官）を山形県（第六大学区）・秋田県（第七大学区）に派遣したのである。彼らの視察報告書は巡視工程として文部大輔田中不二麻呂に提出されたが、その内容は文部省の政策転換に大きく影響したといわれる。それでは、これらの巡視報告書のなかでは、当時の学校建築について、どのように述べられているのであろうか。

西村茂樹は、一八七七年（明治一〇年）五月四日から七月二日にかけて第二大学区の巡視をおこない、静岡・愛知・三重・岐阜・石川を視察しているが、静岡県について次のような報告をしている。

「遠江国ハ専ラ学事ノ外面ヲ粧飾スルコトヲ務メ学校ヲ造ルニモ三層四層ノ高楼ヲ建ル者アリ然レトモ区内学齡ノ童子ノ数ヲ算シテ之ヲ建タル者ニ非サレハ広狭度ニ適セス新築ヲ畢リタル後直ニ又増築ヲ為サ、ルヘカラサル者アリ」⁽⁷⁾

「遠江国ハ学校築造ニ多ク金ヲ費セシニ由リ其資金殊ニ乏少ナリ」⁽⁸⁾

このように西村は、「外面ヲ粧飾」した三階建・四階建の校舎を建てることについて批判的で、児童数の推測を誤り、新築した校舎をすぐに増築しなければならなくなるような計画性のなさも批判している。西村は各県の視察報告をしたのちに「第二大学区巡視工程付録」という報告を提出し、そのなかで「普通教育ノ病ト称

スヘキ者」をいくつかあげているが、その一つとして「専ラ外面ノ修飾ヲ務メテ教育ノ本旨ヲ後ニスル」⁽⁹⁾という弊害が見られると指摘している。

第三大学区を巡視した九鬼隆一も、西村と同様の報告をしている。一八七七年（明治一〇年）五月四日から七月八日にかけて、滋賀・京都・兵庫・堺・和歌山・大坂の二府四県の巡視をおこなった九鬼は、各府県の視察報告とともに、「第三大学区巡視功程付録」として意見を上申している。そのなかで九鬼は、「多クハ利用ヨリ裝飾ヲ重シ実益ヨリ外観ヲ先ンスルノ風習」があると述べ、「学校ヲ新築スルニ当リテハ極メテ簡潔ニシテ虚飾ナカラシムコトヲ主トシ美麗ノ建築ヲ節抑スヘシ」と主張している。ちなみに倉沢剛は、外形から内容へ、修飾ではなく実用を、という観点を西村や九鬼がもつようになったのは、スペンサーの教育思想からの影響ではないかと指摘している。⁽¹¹⁾

中島永元は、一八七七年（明治一〇年）九月八日から一〇月二七日にかけて、山形と秋田を巡視しているが、秋田県についての報告のなかには次のような文章がある。

「百事実益ヲ先トシ務メテ虚飾ヲ省キ漸ヲ以テ教育ノ基礎ヲ固クシ民力ニ応シテ学費ヲ支出シ速成急進ニ流レテ他日学校維持ニ苦シム如キ弊害ニ陥ラサルヲ目的トス故ニ各地ノ学校ハ多ク旧寺院或ハ倉庫等ヲ修繕シテ以テ教場ト為セリ又全管中既ニ新築ノ学校九十余所アルモ概子粗糲ヲ主トシテ外壁ヲ粉飾スル如キ建築甚稀ナリ故ニ学事ノ外形ニ就テ之ヲ観レハ教育ノ度□後レタルニ似タレトモ其実況ハ却テ外形ニ優レル者アリ」⁽¹²⁾

中島は山形県について「校舎ノ外観ヲ裝飾スルノ弊ナキハ秋田県ト其趣ヲ同クス」⁽¹³⁾とも報告しており、外形

を飾るよりも実を重んじている点で、秋田と山形を評価しているのである。

「学制」は、国民皆学をめざして初等学校の普及をはかろうとするものであったが、小学校を設立・維持するための民衆の負担は大きく、根強い不満や抵抗も存在していた。ここまで見てきた文部省高官による視察は、そうした状況をふまえて実施されたものであった。したがって、小学校の普及を阻害するさまざまな要因を追究しようとする問題意識は強く、その一つとして学校建築に費やされる建築費の問題が取り上げられたといえるだろう。

この時期に多額の建築費用をつぎ込んで建てられた豪華な西洋風の小学校建築は、宮大工などが西洋建築の外観を模倣するなどして建築したことからの、のちに擬洋風建築とも呼ばれることになるが、そうした校舎は学校教育に対する地域住民の熱い期待の表れであったり、文明開化の象徴として民衆の学校教育への関心を促すものであったりもした。しかし、巡視のなかで文部官僚たちが批判したのは、「外面を飾ること」にこだわって、かえって学校教育の普及が妨げられているという点であった。批判の理由は、費やされる建築費が高額なこと、建築物としての脆弱さのために修繕費がかさむこと、児童数の増加を斟酌しないで校舎を建ててしまうこと、などであった。学校建築についての彼らの報告や上申は、校舎の外観を装飾するため費用を注ぎ込むことをやめて、できるだけ多くの児童を収容するための簡素な校舎をめざすべきであるというものであった。当時の小学校施設全体からすれば、校舎といっても寺院や民家を転用したものがほとんどで、新築される校舎はまだ少なかつた。¹⁴しかし、さらに就学率が高まっていくことを考えれば、増え続ける児童を収容するために校舎の新築が必要となってくることは明らかであった。そうした状況のなかで、学校建築費は抑制されるべきであると考えられたのである。

こうした考え方は、地方にも共有されることになる。たとえば山梨県では、県令であった藤村紫朗の指導の

もとで擬洋風の公共建築が数多く建てられ、それらはのちに藤村式建築と呼ばれるようになるが、小学校建築の場合には、建築費や修繕費がかさむことから、藤村も洋風化を推進しなくなるのである。一八七八年（明治一一年）八月一日に出された県令から区戸長や学区取締などに対する通達のなかでは、校舎の新築について「位地其宜ヲ得教場等其体裁ニ適ヒ新氣ヲ流通シ築造堅牢其久キニ耐ルヲ主トシ外観ノ美ヲ飾ルハ決シテ本意ニ無之然ルニ即今建築既成ノ学舎ヲ觀ルニ或ハ要用ナラサル層樓ヲ結構シ或ハ窓牖戸壁ヲ彩飾スルト雖モ其構造ハ粗薄ニシテ堅牢ナラス所謂外観ノ美ヲ競ヒ實用ノ如何ヲ顧ミサル狀況ナキニシモアラス其弊ヤ目下ニアツテハ無用ノ層樓又ハ外観虚飾ノ為ニ幾分ノ増費ヲ要シ向來ニアリテハ其構造堅牢ナラサルカ為メ多年ヲ経スシテ修繕改築等ノ費用ヲ要スルニ至ルヘシ之ヲ日本風ノ質素堅牢ナル構造ニ比スレハ其得失利害如何ナリヤ……」¹⁵と述べられている。

三 北陸東海両道巡幸と教学聖旨

文部官僚による巡視とともに考察しなければならないのが、この時期におこなわれた明治天皇の巡幸である。一八七八年（明治一一年）八月三〇日から一月九日まで、北陸東海両道巡幸が実施され、明治天皇は各地の県庁・裁判所・学校などを視察した。そこで教育の実情を目にした天皇は、知育万能の教育を深く憂え、道徳教育振興の必要性を側近に洩らしたといわれる。

巡幸において、視察先あるいは宿泊先選ばれた学校で、校舎を整備し、あるいは洋風の校舎を新築して天皇を迎えようとするのは少なくなかったが、北陸東海両道巡幸でも同様の対応がなされた。¹⁶天皇の行在所には、すでに落成していた上田街学校が建てられ、天皇は九月七日に臨幸している。また、九月九日には師範学

校長野本校への臨幸もあり、天覧授業がおこなわれているが、「当日のために、師範学校では寄宿舎一棟を増築し、校舎二層の望楼を造り、玄関前に円形の築山を作り数本の小松を植えた」⁽¹⁷⁾のだという。

しかし、こうした対応がなされたことについて、巡幸に同行した侍補の佐々木高行は、一八七八年（明治一年）九月七日の日記のなかで、次のような否定的な見解を述べている。

「行在所ハ師範学校也、同校ハ兼テ建築ノ筈ノ處、何かト差支、不調處、此度御 巡行ニテ俄ニ建築セル由ニテ、人民等ハ不平ノ色有リト云ヘリ、高行等思フニ、実ニ左アルベシ、如此建築永続ノ目的有ルマジト想像セリ、一体左様ノ虚飾ノ弊ハ地方一般ナラン、併シ、是レモ畢竟東京ニテノ諸省ノ建築ニ習ヒタル事ニテ、其責ハ大政府ニ有ルト」⁽¹⁸⁾

明治天皇もまた、右大臣岩倉具視に対して、「爾後一層勤儉ノ旨ヲ専務トシ我邦ノ徳義ヲ教育ニ施サンコト」⁽¹⁹⁾との「内諭」をおこなっている。巡幸中に地方の窮状に接した天皇は、「節儉」の重要性を痛感し、また、教育が西洋的なものに偏りすぎていることを憂えて、日本固有の道德の教育が必要だと考えたのである。⁽²⁰⁾

元田永孚を中心とする侍補グループは、「節儉愛民」の聖旨を公布することで、天皇親政の第一歩を踏み出そうと考えた。⁽²¹⁾この時期、政府の財政が逼迫するなかで、官吏が奢侈に流れる風潮があり、そのことが民衆の反感をかっており、民権派の標的となる恐れもあった。侍補グループは三条・岩倉の両大臣に働きかけ、一八七九年（明治十二年）三月には、太政官を通して各省各府県に次のような「勤儉の聖旨」が示されることとなった。

一 凡百搬ノ政揆勤儉ヲ本トシ費用ヲ省キ務メテ簡実ニ就キ専ラ民生ヲ厚クシ事業ヲ勸ムヘキ事
 一 官省ノ建築其他一切ノ土木既ニ著手シタル分ヲ除ク外可成省略可致事
 一 各地方官ニ於テモ厚ク旨意ヲ奉体シ費用ヲ節略シ民力ヲ愛養スヘキ事

「勤儉の聖旨」が出されたあと、元田は次のように語っている。すなわち、「近年教学の風」が「忠孝廉恥を忌候て、外飾の開化に流れ」ており、「今般勤儉被 仰出候旨、一統へ貫徹仕候に付ては、續て今一つ被 仰出有之度義は、教学の御趣意」である。²² こうして一八七九年（明治一二年）八月には、「教学聖旨」が出されることになる。「教学聖旨」は「教学大旨」と「小学条目二件」とからなるが、「教学大旨」には、「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス、然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ、智識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可ラス、是我邦教学ノ本意ニ非サル也、…（後略）」と記されており、洋風を競う当時の教育の状況を憂えた内容となっていた。儒教主義による道德教育が重要であるとする主張は、「洋風」を競って「勤儉」の精神を失っている欧化主義に対する批判と表裏一体のものであった。「冗費」を費やして建築された西洋風の外觀をもつ校舎は、道德教育を再興しようとする立場からも批判の対象とされたのである。

一八八〇年（明治一三年）六月、明治天皇は山梨、三重、京都などの府県を巡行することとなったが、このとき文部卿であった河野敏鎌は、巡幸の先発として沿道各地の教育の状況を視察し、報告するよう命じられた。明治天皇は六月一六日に東京を出発したが、河野はそれに先立つ六月七日、島田三郎（文部権大書記官）、江

木千之（二等属）、高嶺秀夫（東京師範学校教諭）らに従えて出発し、山梨、長野、岐阜、愛知、三重を視察した。河野は、京都の諸学校を視察した際の報告において、次のように述べている。

「京都府管下ハ、諸校大抵新築ニ係リ、構造宏大、觀極メテ美ナリト雖、其授業ノ方法、教育ノ整頓ニ至テハ、未ダ必ズシモ此ニ副ハザルナリ。……其府立ニ係ルモノ、師範学校、中学校、女学校、医学学校、女紅場ノ如キハ、觀ノ美ハ則チ美ナリト雖、其中実ニ至テハ、未ダ必ズシモ他地方ノモノニ優ルト謂フヲ得ズ。」⁽²³⁾

すなわち河野は、京都では多くの校舎が新築で「觀極メテ美」であるが、授業や教育の内実が伴っていないことを批判しているのである。学事視察から帰国した河野は、そこで調査した地方の教育実態をふまえ、教育令の改正作業に着手する。その結果、一八八〇年（明治一三年）一二月九日付で教育令改正案が上奏されるのである。河野は「教育令改正案ヲ上奏スルノ議」のなかで、校舎が「外觀ヲ裝飾スル」ようになってしまったことを批判して、次のように述べている。

「学制ノ頒布ニ当リ、執事者意ヲ成功ニ鋭クシ、校舎ヲ壮大ニシ、外觀ヲ裝飾スルノ事、往往ニシテ免レズ。是ニ於テカ、学問ノ益未ダ顕ハレズシテ、人民之ヲ厭フノ念先ヅ生ズ。」⁽²⁴⁾

地方視察の結論として河野は、地方官による就学の督励が重要であること、干渉主義によって教育の普及をはかるべきことを強調している。こうして一八八〇年（明治一三年）一二月二八日には改正教育令（第二次教

育令)が公布されるのである。

一八八二年(明治一四年)四月には、内閣の改造により福岡孝弟が新しい文部卿に任ぜられるが、河野の政策は福岡に引き継がれることになる。また、「壮大」で「外観ヲ裝飾」した校舎を批判した河野の考え方も、次節で述べる『文部省示諭』の学校建築観へと受け継がれていく。⁽²⁵⁾

四 文部省示諭

文部省は第二次教育令をより詳しく解説するため、一八八二年(明治一五年)の一月二日から二月五日まで、全国各府県の学務課長および府県立学校長を東京に召集して、学事諮問会を開催した。そしてその席上、文部省の各局課長または主務吏員が、府県の担当すべき教育諸般の事項に関して、文部省の基本方針を説明した。その内容を文章化して配布した文献が『文部省示諭』である。『文部省示諭』は、第二次教育令体制に関する「最も体系的かつ詳細な、文部省の公式解説」であり、その「基本原理を教育の具体的な分野や事項に即して体系的に解き明かしてくれている」史料である。⁽²⁶⁾そしてその内容は、「諸府県での教育行政施策のその後の展開に対し、すぐれて直接的かつ強力に影響を及ぼした」とされる。⁽²⁷⁾

その『文部省示諭』のなかの「小学校ノ建築」の項目は、「明治二〇〜三〇年代に生起した各種の学校施設基準を方向づけた『質朴堅牢』主義の出発点に位置していた」と⁽²⁸⁾とされる。それは、小学校建築は「素朴」で「堅牢」であるべきとする原則が、文部省から公式に打ち出されたからである。「小学校ノ建築」には、「素朴」にして「堅牢」という表現が次のように繰り返し登場する。「素朴」は「かざりけがなくありのままなこと。」を意味し、「質朴」は「かざりけがなく律儀なこと。純朴。」を意味しており、いずれも「かざりけのない」状

態を表わす言葉である。⁽²⁹⁾

「校舎ノ構造ハ成ルヘク素朴堅牢ヲ旨トス」⁽³⁰⁾

「一ハ華飾ヲ旨トシテ堅牢ヲ顧ミス」⁽³¹⁾

「其構造ハ素朴ニシテ堅牢ナルヘシ」⁽³²⁾

「此建築法ニ因ルトキハ素朴ヲ旨トスルカ故ニ華飾ノ費ヲ省キ堅牢ヲ旨トスルカ故ニ修補ノ費ヲ省ク」⁽³³⁾

『文部省示諭』は、各府県で作成される規則の内容を拘束するという強制的な性格をもつものではなく、小學校の新築にあたっては、府県がそれぞれの基準を設けて検査することを促そうとするものであった。それは、『文部省示諭』が示された前後の時期に、各府県ではどのような小學校建築の基準を設けていたのかわか。

愛媛県では、一八八二年（明治一五年）三月二十八日に「小學校建築心得」を出しているが、その第一条には「校舎ノ建築ハ質素ニシテ堅固ナルヲ旨トシ、決シテ虚飾ニ流レ實用ニ負クヘカラス」と記されている。また、群馬県教育会では、一八八二年（明治一五年）八月の会議において「小學校建築心得」を決議しているが、全体で一六条からなるこの「心得」の第五条には、校舎について「其構造ハ虚飾ニ流レス素朴堅牢ヲ旨トシ實用ニ背クヘカラス」と記されている。⁽³⁵⁾『文部省示諭』よりも早い時期に、すでに「質朴堅牢」主義の考え方を述べていた府県もあったことがわかる。

『文部省示諭』以降になると、「質朴堅牢」主義を盛り込んだ「心得」は、さまざまな府県で見られるようになる。長野県では、一八八三年（明治一六年）五月一七日の「小學校建築心得」のなかで、「校舎ノ構造ハ華

飾ニ流レス矮陋ニ失セス素朴堅牢ニシテ、また「其構造ハ素朴ニシテ堅牢ナルヘシ」としている⁽³⁶⁾。宮城県では、一八八三年（明治一六年）七月二五日の「小学校建築心得」の第一条で「学校ノ建築ハ勉メテ質素ニ基キ堅牢ヲ旨トシ虚飾ニ流レ実用ニ負クヘカラス」としている⁽³⁷⁾。千葉県の一八八三年（明治一六年）一〇月六日の「小学校舎建築心得」には、「其構造ハ素朴ニシテ堅牢ナルヲ要ス」と述べられている⁽³⁸⁾。島根県では、一八八四年（明治一七年）八月一日の「小学校建築心得」の第一条で、「小学校ノ建築ハ質素ニシテ堅牢ヲ旨トシ苟モ虚飾ニ流レ実用ニ負ク可カラス」としている⁽³⁹⁾。佐賀県では、一八八五年（明治一八年）三月四日の「小学校建築心得」において、校舎について「其構造ハ素質ニシテ堅牢ナルヲ要ス」としている⁽⁴⁰⁾。このように、「虚飾」に流れたり、「実用」に反したりすることを戒め、「質素」で「素朴」で「堅牢」な校舎を理想とする「質朴堅牢」主義の学校建築観は、府県の「心得」のなかにも取り入れられていくのである。

五 小学校設備準則

一八八六年（明治一九年）に公布された小学校令は、一八九〇年（明治二三年）には全面改正されることになるが、その第一九条には、「校舎校地校具体操場農業練習場ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣定ムル所ノ準則ニ基キ府県知事ニ於テ土地ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ」と規定されていた。この規定を受けて一八九一年（明治二四年）四月八日に文部省令として制定されたのが小学校設備準則である⁽⁴¹⁾。しかしこの準則は、制定後もない同年一月一七日に改正されることになる。

改正の理由について文部省は、「……小学校設備準則ハ頗ル周密ニシテ其希望スル所設備ノ完全ヲ求ムルニ在リ又都鄙貧富ノ別ヲ酌量スルノ精神ニ乏シキカ故ニ實際ノ情況ト民力ノ程度トニ適セス強テ之ヲ実行セント

スレハ一方ニハ土地ニ不相当ナル設備ヲナシ一方ニハ費用ヲ増加セントスルノ傾アリ今ヤ小学校令施行ニ要スル諸規則ヲ免シ学政上ノ施設其端ヲ更メントスルニ際シ教育ノ改良ヲ図リ就学ヲ増加セシメントスルニハ大ニ学校経済ニ注意シ十分ニ節約ヲ加フルモ尚且費用ノ増加セシメントヲ恐ル苟モ法令ヲ以テ設備ノ完全ナランコトヲ希望センカ異日教育費ハ大ニ増加シ学政施設上障碍ヲ生スルニ至ルヘシ是レ今日ニ在リテ本則ヲ改正シテ簡約モノトナシ都鄙貧富ノ度ニ応シテ適當ナル設備ヲナサシムルコトニ改ムルノ己ムヘカラル所以ナリ：」と説明している。⁽⁴²⁾ すなわち、小学校施設の整備は、地域の「實際ノ情況」や「民力ノ程度」に見合った水準でおこなわれるべきであり、法令で詳細な規定を設けて「完全」主義を求めたことは望ましくなかったというのである。

また、文部大臣であった大木喬任は「普通教育ノ施設ニ関スル文部大臣ノ意見」のなかで、「普通教育ノ施設ハ少数ノ児童ヲシテ完全ノ教育ヲ受ケシメンヨリ寧ロ多数ノ児童ヲシテ国民必須ノ教育ヲ受ケシメサルヘカラス」とする立場から、「学政施設或ハ完全ヲ期シテ国度民情ニ適セス却テ教育ノ普及ヲ妨クルノ傾ナキニ非ス」と考え、「殊ニ学校ノ編制建築等ニ至リテハ民度ニ適合セサルモノ少ナシトセス須ク簡略質素ノ方向ニ改メサルヘカラス」と主張している。⁽⁴³⁾ つまり大木文部大臣は、「学制」に見られた「完全」主義がかえって学校教育の普及を妨げていると考え、「民度」に合った「簡略質素」な学校施設を求めたのである。

こうして小学校設備準則は「簡約」なものに改正され、そのなかで、校舎の建築は「務メテ外観ノ虚飾ヲ去リ質朴堅牢ニシテ土地ノ民度ニ適合シタルモノタルヘシ」と定められ、「民度適合」という考え方と結びついたかたちで「質朴堅牢」主義は立法化された。そしてこの小学校設備準則の改正を受けて、「質朴堅牢」主義を盛り込んだ規則を設ける府県も出てくるようになり、この考え方は地方にも定着していく。明治後半期において小学校建築の基準を示すことになる、一八九五年（明治二八年）の「学校建築図説明及設計大要」、一八

九九年（明治三二年）に再改正される小学校設備準則、一九〇〇年（明治三三年）の小学校令施行規則の「第二章 設備準則」のなかでも、「質朴堅牢」主義の学校建築観が繰り返し登場し、わが国の学校観に深い影響を及ぼすのである。

六 おわりに

明治十年代の前半、文部官僚たちによる大学区巡視と、明治天皇の北陸東海両道巡幸を契機として、西洋建築を模した豪華な小学校校舎を建てることに對する否定的な主張が展開されていた。この主張が一八八二年（明治一五年）の『文部省示論』において文部省の公式な見解となり、やがて一八九一年（明治二四年）には小学校設備準則改正において「質朴堅牢」主義として立法化されるに至るのである。こうして形成された「質朴堅牢」主義には、その形成過程からわかるように、二つの側面があったといえることができる。すなわち、経済的な側面と精神的な側面である。

前者の側面から見ると「質朴堅牢」主義は、就学率の上昇によって増加していく児童を受け入れるために、限られた予算のなかで収容力の高い学校建築を設けようとする考え方である。とくに就学督促政策が強化されていくなかでは、増加する児童を受け入れるための学校施設を確保することが急務とされていた。そうした立場から、施設整備の在り方を方向づけるものとして「質朴堅牢」主義が唱えられたのである。

後者の精神的な側面から見た「質朴堅牢」主義は、西洋風の高額な校舎を「虚飾」として否定し、洋風を競うあまりに「仁義忠孝」の伝統的な教育が忘れられつつあるとして、外観の装飾ではなく内容の充実にこそ心を砕くべきであるとする主張であった。そのため、教育内容が儒教主義的なものに重点を移していくのと連動

して、教育環境についての「質朴堅牢」主義が語られることになるのである。

二つの側面は、めざすところは異なっている。一方は就学者数の上昇を支えるための物的環境としての小学校建築を確保することであり、もう一方は学校建築の洋風化に象徴される西洋化の行き過ぎを牽制しつつ、儒教主義的道德教育を復興することであった。しかし両者の批判の対象となったものは一致していた。すなわち学校建築における「外面の虚飾」である。こうした構造のなかで登場し定着していったのが「質朴堅牢」主義だったのである。

注

- (1) 建築学大系編集委員会編『建築学大系三二 学校・体育施設』彰国社、一九七七年、二〇〇頁。
- (2) 文部省教育施設局内学校建築研究会編『新制中学校建築の手びき』明治図書、一九四九年、一二頁。
- (3) 喜多明人『学校環境と子どもの発見』エイデル研究所、一九八三年、六〇頁。
- (4) 喜多明人『学校施設の歴史と法制』エイデル研究所、一九八六年、一一四頁。
- (5) 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第一卷』教育資料調査会、一九三八年、三四四頁。
- (6) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第三卷 学校教育Ⅰ』国立教育研究所、一九七四年、一〇八六頁。
- (7) 『文部省第四年報』第一冊、三二頁。
- (8) 『文部省第四年報』第一冊、三二頁。
- (9) 『文部省第四年報』第一冊、四四頁。
- (10) 『文部省第四年報』第一冊、五五頁、六二頁。
- (11) 倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ―学制期小学校政策の発足過程』ジャパンライブラリービューロー、日本放送出版協会、一九六三年、一〇四七頁。
- (12) 『文部省第五年報』第一冊、一六―一七頁。
- (13) 同右書、二五頁。

- (14) 海後宗臣『明治初年の教育』評論社、一九七三年、一七〇～一七四頁。
- (15) 山梨県立図書館編『山梨県史 第七巻』一九六四年。
- (16) 長野県では、長野学校が巡幸の際の行在所に選ばれたため、新校舎を竣工して巡幸を迎えるはずであった。しかし、町内有志からの寄付金を集めるための期間も短く、工期も三カ月余りだったことから、間に合わせる事ができなかった。また、校舎の規模が大きかったため、建築費がかさんで、資金集めに困難をかかえ、ようやく一八八〇年(明治十三年)になって「松本開智学校に比肩する新校舎が落成した」という。長野県教育史刊行会編『長野県教育史 第一巻 総説編一』長野県教育史刊行会、一九七八年、五一九頁。
- (17) 同右書、七八一頁。
- (18) 東京大学史料編纂所『保古飛呂比 佐佐木高行日記 八』東京大学出版会、一九七六年、一八八頁。
- (19) 元田竹彦・海後宗臣編『古稀之記』元田永孚文書 第一巻(傳記・日記)一九六九年、一七六頁。『明治天皇紀』には、「右大臣岩倉具視を召して、爾後一層勤儉を事とし、又本邦固有の道徳を涵養するの緊要なるべきを内論したまふ」とある(宮内庁『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、一九七〇年、七五七頁)。
- (20) 還幸後、天皇は元田に対して、「是全ク明治五年以來田中文部大輔カ米國教育法ニ據リテ組織セシ學課ノ結果」であると語ったという。
- (21) 渡辺昭夫「天皇制国家形成途上における「天皇親政」の思想と運動―日本的「立憲主義」との関係において―」『歴史学研究』No.二五四、一九六一年六月、一～一四頁。侍補グループは、この詔勅の発布を印象深いものにするため、一八七九年(明治二年)正月の政始の儀式をその機会に選んでいたが、結果的には三月になってしまった。
- (22) 東京大学史料編纂所『保古飛呂比 佐佐木高行日記 八』東京大学出版会、一九七六年、二七二頁。
- (23) 山住正己校注『教育の体系』(日本近代思想大系6)岩波書店、一九九〇年、九七頁。
- (24) 同右書、九九頁。
- (25) 「文部省示諭に示された、とくに道徳教育、教科書対策などにより、河野前文部卿の教育令改正の意図は細則にわたりほぼ成就され」たという。「第三編第一章第一節二 第二次教育令の公布と初等教育」国立教育研究所『日本近代教育百年史』第三巻、学校教育1、一九七四年、九六八頁。
- (26) 佐藤秀夫『教育の文化史3 史実の検証』阿吽社、二〇〇五年、二六三～二六四頁。初出は「一 解題」一八八二(明治十五年)年の学事諮問会と「文部省示諭」とに関する研究」国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文

- 部省示論「教育史資料1」国立教育研究所、一九七九年。
- (27) 同右書、三一―一頁。
- (28) 喜多明人『学校施設の歴史と法制』三〇―三二頁。
- (29) 新村出編『広辞苑 第四版』岩波書店、一五二〇頁、一一五四頁。
- (30) 『文部省示論』一六頁。
- (31) 同右書、一七頁。
- (32) 同右書、一八頁。
- (33) 同右書、二四―二五頁。
- (34) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史 資料編 近代2』愛媛県、一九八四年、一七〇―一七三頁。
- (35) 群馬県教育史研究編さん委員会編さん事務局・群馬県教育センター編『群馬県教育史 第一卷(明治編上巻)』群馬県教育委員会、一九七二年、五八七頁。
- (36) 長野県教育史刊行会編『長野県教育史 第十巻 史料編四』長野県教育史刊行会、一九七五年、二四八―二五〇頁。
- (37) 宮城県教育委員会企画編集『宮城県教育百年史 第一巻 明治編』ぎょうせい、一九七六年、一三〇―一三三頁。
- (38) 千葉県教育委員会・千葉県教育百年史編さん委員会編『千葉県教育百年史 第三巻 史料編(明治)』(復刻版) 教育新聞千葉支局、一九七八年、三三九―三四二頁。
- (39) 島根県教育庁総務課・島根県近代教育史編さん事務局編『島根県近代教育史 第三巻 資料』島根県教育委員会、一九七八年、六五六―六五七頁。
- (40) 佐賀県教育史編さん委員会編『佐賀県教育史 第二巻 資料編(一)』佐賀県教育委員会、一九九〇年、二六四―二六五頁。
- (41) 小学校設備準則は、学校建築に対する「国家的統制」が始まった「最初の法令」であり、これ以後、常に文部省によって規準が示され、学校建築が全国的に「定型化」されていくことになる。吉武泰水、青木正夫『建築計画学8 学校1』丸善、一九七六年、一三二頁。
- (42) 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第三巻』教育資料調査会、一九三八年、一二〇頁。
- (43) 同右書、一三一頁。

付記

本稿は二〇一三年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。